

即位日等休日法の施行に伴う大型連休に係る 道の体制・対応状況の主なもの

H31. 3. 29現在

1 災害・事故

項目	道の体制・対応状況	担当部局
①自然災害・大規模事故等への対応	危機対策局職員が24時間常駐。有事の際は防災計画等に基づき対応。	総務部 (関係部局)
②災害・事故等による交通障害への対応	連絡体制を構築済み。有事の際は各種マニュアル等に基づき対応。	総合政策部
③発電所の大規模な計画外停止への対応	電力需給がひっ迫した場合に備え、対応を事前に確認済み。改めて関係事業者等に万全な体制整備を依頼予定。	経済部
④家畜伝染病への対応	連絡体制を構築済み。有事の際は北海道家畜伝染病防疫対策要綱に基づき対応。	農政部 (関係部局)
⑤漁船海難事故等への対応	連絡体制を構築済み。漁船海難事故等報告取りまとめ要領に基づき対応。	水産林務部
⑥林野火災への対応	連絡体制を構築済み。林野火災予消防対策実施方針に基づき対応。	
⑦屋外広告物に関する事故等への対応	連絡体制を構築済み。事故等が発生した際には関係機関と連携して対応。	建設部
⑧企業局が管理する施設の災害及び事故への対応	連絡体制を構築済み。企業局危機管理マニュアルに基づき対応。	企業局

2 道民生活

項目	懸念される事項等	道の体制・対応状況	担当部局
①パスポートの緊急発給	緊急渡航事案への対応の遅れ	連絡体制を構築済み。外務省と連携し速やかに対応。	総合政策部
②一般家庭のごみ収集	生ごみ等が長期間搬出されないことによる生活環境衛生上の悪影響	市町村の対応予定を調査し、臨時の収集を行うなど長期間収集が空くことのないよう対応されることを確認済み。	環境生活部
③消費生活相談	相談することができない	(独行)国民生活センターの消費者ホットラインにより対応。	

項目	懸念される事項等	道の体制・対応状況	担当部局	
④性暴力被害相談	相談することができない	道警の24時間相談窓口において対応。	環境生活部	
⑤犯罪被害者等相談	相談することができない	全国被害者支援ネットワークのサポートセンターにおいて対応。		
⑥DVに関する相談	相談することができない	女性相談専用ダイヤルにて対応。		
⑦自殺に関わる相談	相談することができない	「こころの電話相談」専用ダイヤルにて対応。	保健福祉部	
⑧児童虐待の通告・相談	通告・相談することができない	従来から24時間365日対応の児童相談所全国共通ダイヤルにより相談等受理。		
⑨感染症、食中毒等への対応	感染症などが蔓延する恐れ	連絡体制を構築済み。事案の発生の際は各種マニュアル等に基づき対応。		
⑩休日保育等の対応	連休中に仕事のある道民が保育を利用できない	保育ニーズの把握や受入体制の検討について市町村に依頼済み。		
⑪障害福祉サービスの提供	通常の休日等よりも多くのニーズが生じる可能性	利用者が必要なサービスを受けられるよう事前に調整するなどの対応を事業者等に要請済み。		
⑫生活保護費の支給	支給の遅れが受給者の生活に影響	5月分の保護費の支給日を連休前に繰り上げ。		
⑬患者の治療等への支障防止	医療機関の休診等により必要な医療を受けられない	道内医療機関の対応予定を調査中。結果を踏まえ道医師会等と対応を協議し、体制を確保。		道立病院局
		道立病院は地域の医療機関と連携して、医療提供体制を確保。		
⑭児童生徒の生命等に関する事案への対応	長期休業中における非行やトラブルへの巻き込まれ等	報告体制について構築済み。学校や市町村教委に、家庭や地域の関係機関等と連携し、事故等の防止に万全を期すよう依頼。		教育庁
⑮運転免許試験場	更新手続きができない	日曜日に開庁し免許更新業務を実施。(4/28は札幌のみ、5/5は全試験場を開庁)	道警本部	

※大型連休に伴い窓口が閉庁となる業務については、連休後の窓口混雑に対する備えや、道民の皆様への事前の注意喚起が必要。

即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について（概要）

平成31年2月25日
即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議
平成31年3月25日一部改正

○即位日等休日法の施行に伴う本年5月の大型連休への対応については、附帯決議等で国民生活に支障が生じないよう政府として万全を期すことが求められており、関係省庁連絡会議を開催し、対応を実施しているところ。

1. 安全・安心

- (1) 電気、ガス、水道等のライフラインの維持
 - ・事業者において安定供給のため万全な体制を整備。
- (2) 金融システムの稼働
 - ・取引所・金融機関等において、投資家・顧客への営業予定・顧客影響等の周知やシステムリスクの点検等を徹底。また、事業者等の資金繰りについて、金融機関から能動的に注意喚起。日本公庫は通常とは別枠での融資を実施。
- (3) 連休中の為替市場の動向把握と必要に応じた対応
 - ・通常の連休と同様に、常時モニタリングを実施。
- (4) 災害時の対応等
 - ・大規模自然災害等に常時対応できる体制を整備。
- (5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知
 - ・3月下旬より、「たびレジ」（外務省 海外安全情報配信サービス）登録推進など「春の海外安全強化キャンペーン」を実施。

2. 医療

- 患者の治療等の支障防止
- ・2月以降、各都道府県で10連休中の医療提供体制について協議中。3月中に当該体制のリストを作成・公表し、4月に住民に周知。厚労省でも各都道府県に対するフォローアップを実施。

3. 交通

- (1) 各交通機関の混雑への対応
 - ・業界団体に対し、交通事業者が利用者に支障が生じないよう対策を徹底するよう周知。
- (2) 宿泊施設の不足への対応
 - ・業界団体ヒアリング等により予約状況の推移を注視。必要に応じ観光庁HPで予約状況を発信。

4. 需要の増加等

- (1) 運輸業における対応
 - ・連休期間前後に運送依頼が過度に集中しないよう業界団体等に対し荷主等と予め調整を依頼。
- (2) 小売業等における対応
 - ・流通団体からの報告を受け、4月上旬以降各事業者による対応を促す。
 - ・全国の中央卸売市場等は概ね5日程度開場。

- (3) 郵便サービスの対応
 - ・ 4月27日(土)のほか、特例として5月2日(木)に普通郵便等を配達。速達、書留、ゆうパック等は毎日配達。
- (4) 廃家電の円滑な引取り
 - ・ 家電4品目の指定引取場所では、3日を超える連続休業が発生しないことを基本として、臨時営業日を設定。
- (5) 一般家庭のごみ収集
 - ・ 生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集又は1週間に1回以上収集予定等の市区町村が99%。

5. 雇用

- 長時間労働の抑制等、時給・日給労働者の収入減少への対応
 - ・ 3月5日付けで経済団体、職業紹介・人材派遣団体に対し雇用主の労働者への適切な配慮について周知・協力依頼。依頼先団体を訪問し、加盟企業や労働者の状況について、ヒアリングを実施中。

6. 保育その他の福祉サービス

- (1) 保育の確保
 - ・ 一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10連休に限った補助の加算を創設。必要な保育が確保されるよう自治体の取組状況を調査するため、3月18日に依頼。
- (2) その他必要な福祉の確保
 - ・ 介護・障害福祉サービス等は連休中も各事業所の判断で開所等の対応。

7. 教育・青少年

- (1) 学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保
 - ・ 10連休中の児童生徒等の心身の健康確保に向けて適切な対応がとられるよう、教育委員会等関係機関に周知。
- (2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底
 - ・ 3又は4月に順次、所管省庁より主催者等に通知の上、ぱちんこ営業所、各競馬主催者、競輪・オートレース施行者、モーターボート競走施行者において、年齢による入場規制、年齢確認等を徹底。
- (3) 学校の授業時数の確保
 - ・ 多くの学校で標準授業時数を超える授業時数を設定しており、必要な場合は一般的に休業日の振替等で対応。

8. 広報・周知等

- (1) 国民向け広報の実施
 - ・ 3月以降、BS放送、新聞広告、政府広報オンライン等により、即位日等休日法の趣旨や10連休の対応等を周知。
- (2) 連休中の消費生活相談
 - ・ 消費者ホットライン(188)において相談を受付。
- (3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応
 - ・ 4月上旬より連休前に行うべき在留諸申請に関する手続を周知。
- (4) 訪日外国人旅行者への情報発信
 - ・ 4月以降、日本政府観光局のSNS等により情報発信。